公益社団法人日本スカッシュ協会定款

公益社団法人日本スカッシュ協会定款

第１章 総則

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人日本スカッシュ協会と称する。英訳名は、JAPAN SQUASH ASSOCIATION と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第２章 目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、我が国におけるスカッシュ競技を統括し、当該競技の普及及び振興を図り、もって我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　スカッシュ競技の普及に関すること。

（２）　我が国のスカッシュ競技に係る競技力の向上に関すること。

（３）　スカッシュ競技に係る競技大会に関すること。

（４）　その他目的を達成するために必要な事業

２　前項第１号の事業は、日本全国において行うものとする。

第３章　社員

（法人の構成員）

第５条　この法人に次の会員を置く。

（１）正 会 員　都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者
及び理事会において選任され総会で承認を受けた者

（２）賛助会員　当法人の活動に協賛する個人又は団体

（３）名誉会員　当法人に特に功労のあった者で社員総会の議決を経て推薦された者

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（経費の負担）

第７条この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び

毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）
第８条　会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除　名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）総社員が同意したとき。
（３）　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第４章 社員総会

（構　成）
第１１条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権　限）
第１２条　社員総会は、次の事項を決議する。
（１）社員の除名
（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）計算書類等の承認
（４）定款の変更
（５）解散及び残余財産の処分
（６）基本財産の処分の承認
（７）その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第１３条　社員総会は、定時社員総会として毎年６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１４条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議　長）
第１５条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）
第１６条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（議　決）
第１７条　社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。
２　前項の事項にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の決議権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）　会員の除名
（２）　監事の解任
（３）　定款の変更
（４）　解散
（５）　基本財産の処分
（６）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第１項の決議を行わなければならない。
理事又は監事の候補者の合計が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第１８条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長、議事録作成者並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は総会で指名又は選任された理事２名）は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

第５章 役員

（役員の設置）
第１９条　　この法人には、次の役員を置く。
（１）　理事　　１０名以上１５名以内
（２）監事　　３名以内
２　理事のうち１名を会長、若干名を常務理事とする。
３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第２１条　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

第２２条　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第２３条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２の承認を要する。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第２８条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

（名誉総裁、名誉会長、顧問及び運営委員）

第２９条　この法人に、名誉総裁１名、名誉会長１名並びに顧問及び運営委員を若干名置くことができる。

２　名誉総裁、名誉会長、並びに顧問は、次の職務を行う。

（１）会長の相談に応じること。

（２）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

３　運営委員は、次の職務を行う。

（１）常務理事を補佐すること。

４　名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

５　名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員は、無報酬とする。

第６章 理事会

（構成）

第３０条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３１条　理事会は次の職務を行う。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務執行の監督

（３）　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第３２条　理事会は代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３３条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は出席した理事全員）及び監事は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

（運営委員会）
第３５条　この法人に運営委員会を置く。
２　前項の委員会は、常務理事と運営委員で構成する。
３　第１項の委員会は、次に掲げる事項を行う。
（１）　この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
（２）　この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
（３）　この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること。
４　第１項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

第７章 資産及び会計

（基本財産）
第３６条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（剰余金）
第３７条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（事業年度）
第３８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、上記のとおりです。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第４０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第

１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１） 事業報告書

（２） 事業報告の附属明細書

（３） 貸借対照表

（４） 損益計算書（正味財産増減計算書）

（５） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６） 財産目録

２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告

（２） 理事及び監事の名簿

（３） 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４） 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第４１条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

（基金）

第４２条　この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

３　基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第８章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４３条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４４条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第４５条　この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し

の日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４６条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第４７条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は官報に掲載する方法による。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の会長は藤ヶ崎訥美とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第３９条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表　基本財産（第３６条関係）

財産種別		場所・物量等	
定期預金	33444694	りそな銀行神田支店 シティーバンク大手町支店 三菱東京ＵＦＪ銀行神田支店	8,309,208 2,020,024 5,102,860